

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年3月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700815号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700057号

第1 結論

昭和57年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金原簿に記録された請求者に係る特定国民年金原簿記録を訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年4月から昭和60年1月まで
② 昭和60年2月から昭和61年3月まで

私は請求期間①の国民年金保険料の領収証書を所持している。年金事務所の説明では、私の請求期間①についてはA共済制度(以下「A共済」という。)の加入者であるため保険料は過誤納付として還付済みであり、請求期間②については保険料納付の事実は確認できないとのことであった。

しかし、私はA共済の加入者であった請求期間②の国民年金保険料も納付しており、請求期間①及び②に係る還付請求手続は行っておらず、還付金も受け取っていないので、請求期間①及び②の保険料を還付してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が所持する昭和57年度から昭和59年度までの国民年金保険料納付通知書兼領収証書(以下「領収証書」という。)によると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料に付加保険料を併せて納付していることが確認できる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(以下「被保険者台帳」という。)の「保険料に関する記録」でも請求者が請求期間①について定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す「納」及び「付」の表示が確認できる。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録、被保険者台帳及び還付整理簿のデータベースによると、請求者が昭和57年4月1日にA共済の加入者となったことによる国民年金被保険者の資格喪失日に係る入力処理が昭和60年4月12日に行われていること、請求期間①に係る過誤納保険料が同年5月29日に還付決定され、同年6月10日に支払済みであることが認められ、これらの事務処理及び記録に不自然な点は見当たらない。

2. 請求期間②について、上記の領収証書によると、昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の欄に国民年金保険料が領収されたことを示すスタンプ印はなく、また、被保険者台帳の「保険料に関する記録」における昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の欄には、保険料の納付を示す「納」の印はない。

さらに、請求者に係る昭和 57 年 4 月 1 日の国民年金被保険者資格喪失日に係る入力処理が行われた昭和 60 年 4 月 12 日以降、請求期間②は、請求期間①を含めて国民年金に未加入の期間とされ、保険料を納付することはできない。

加えて、請求期間②に係る国民年金保険料を納付した場合は、請求期間①と同様に還付金が支払われることとなるが、請求者に係るオンライン記録、被保険者台帳及び還付整理簿のデータベースにおいて、請求期間②について還付決定を行った記録は確認できない。

そのほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、国民年金原簿に記録された請求者に係る特定国民年金原簿記録を訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700890 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1700058 号

第1 結論

昭和 47 年*月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年*月から昭和 52 年 3 月まで

私の母は、私が大学を卒業した直後の昭和 51 年 4 月頃に A 市役所年金課に赴き、私と姉の国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時点から昭和 51 年度末までの期間に係る二人分の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。

請求期間の納付記録が未納とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が昭和 51 年 4 月頃に請求者と請求者の姉の国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時点から昭和 51 年度末までの期間に係る二人分の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、A 市で昭和 53 年 2 月 27 日に払い出されており、請求者の国民年金番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、請求者の国民年金の加入手続は、同市において昭和 53 年 2 月から同年 3 月までの間に行われたことが推認でき、請求者の主張と一致しない。

また、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付したとする請求者の母親は、加入手続時期、保険料の納付時期、納付方法等に関する記憶がなく、請求者の請求期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

さらに、請求者は、20 歳到達時点から婚姻する平成 5 年 3 月までの期間において住所に変更がなく、上記加入手続時点で払い出された国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても別の国民年金番号を確認することができない。

加えて、当該加入手続時点において、請求期間のうち、昭和 47 年*月から昭和 50 年 12 月

までの期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

そのほか、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700892 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700246 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。厚生年金保険料を控除されたことがわかる給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の資格喪失年月日を平成 13 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の同僚の陳述又は回答により、請求者は請求期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社の同僚から提出された給料支払明細書により、当該同僚は、厚生年金保険被保険者資格を取得した月に係る厚生年金保険料を、当該月の翌月の給料支払明細書において控除されていることが確認できる上、オンライン記録により請求者は平成 12 年 10 月に標準報酬月額を改定されていることが確認できることから、当該改定後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料は、請求者から提出された 12 年 11 月度給料支払明細書において控除されていることが確認できることから判断すると、同社における厚生年金保険料の控除方法は、翌月控除であることが確認できる。したがって、請求者から提出された 13 年 1 月度給料支払明細書において控除されている厚生年金保険料は、平成 12 年 12 月分であると認められる。

また、請求者は、A 社に係る 13 年 2 月度給料支払明細書を保有しておらず、同社の事業主も請求者に係る賃金台帳等を保有していないと回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。